

参議院通商産業委員会會議録第十三号

昭和二十九年二月二十五日(木曜日)午
前十一時十六分開会

出席者は左の通り。

委員長 中川 以良君
理事 松平 勇雄君
加藤 正人君

委員

石原幹市郎君
大谷 賢雄君
西川弥平治君
高橋 衛君
岸 良一君
豊田 雅孝君
西田 隆男君
海野 三朗君
三輪 貞治君
武藤 常介君
白川 一雄君
黒川 武雄君

政府委員

通商産業
政務次官 古池 信三君

事務局側

常任委員 林 誠一君
常任委員 山本友太郎君
常任委員 小田橋貞寿君
会専門員

説明員

通商産業省
通商局長 牛場 信彦君

本日の会議に付した事件

○通商及び産業一般に関する調査の件
(日英通商会議に關する件)

○委員長(中川以良君) それでは只今
より通商産業委員会を開きます。

本日は先般英國に行つておられた牛
場通商局長が歸られましたので、日
英協定に關する問題につきましてお話
を承れることにいたしたいと思いま
す。

○説明員(牛場信彦君) 先般成立した
しました日英協定につきましては、こ
の協定の表面上の主題は勿論支払協定
の延長といふこととございます。これ
は一年ごとに延長せられることになつ
ておりまして、本年の末まで延長する
ように協議ができたわけでありまして、
協定の内容につきまして若干修正がご
ざいました。これは本質的なもので
ありませんで、イギリスの為替管理の
やり方が変わりました。ドルとのレート
を毎日バンク・オブ・イングランドが
マーケットの状況を見ながら建てて行
くといふことにしましたために、日本
もそれに追従してポンドと円との相場
を動かして行く。併しその動く範囲は
勿論上下一%ずつという極めて僅かの
ものであります。これは実質的な意
味はない変更でございます。

今回の協定で従来とやや異なりまし
たところは、裏付けになります貿易
の問題につきまして相当詳細に話し合
ひまして、或る種の計画ができたとい
うこととございます。只今スターリン
地域の貿易は、御承知の通り一昨年ま
では出超であつたのであります。昨
年は先方の非常な輸入制限の結果とし
まして、輸出が一昨年に比べて約半減

いたしました。一年間に約一億ポンド
以上のこちらの持出しになつてしまつ
たという状況であります。従いまして
私も今回の会議に臨みますに當りま
して、とにかく先方の輸入制限を緩和
させるといふことに主目的を置きま
して、支払協定自体の問題もさること
ながら、輸入制限緩和が達成されなけ
れば協定の意味がなくなるといふこと
を強く申しまして、先方に當つたわけ
でございます。

それから第二点といたしましては、
今年は一応お互いに目標の数字をきめ
て均衡した形で貿易をやつて行こ
うじゃないかといふこの二点を貿易に
關しまして特に強く申入れた次第であ
ります。

それに附随いたしました金融の問題
といたしましては、現在日本がポンド
が殆んど枯渇いたしましたので、或る
程度の簡単に申せば借金をいたしたい
といふことも申出たわけでありまして、
前の二つの貿易問題がむしろ主眼であ
つたわけでありまして、そこで輸入制限
緩和につきまして私どもの要求いたし
ましたことは、従来は日本は殆んどドル
地域と、イギリスの貿易管理上は殆ん
どドル地域と同じ扱いを受けておりま
して、ドルからの輸入は極めて強く絞つ
ておりますが、それと同じ程度に絞られ
ておると、これは非常に困るから、ス
ターリン地域相互の間の、スターリ
ン地域内の各国の貿易これは或る程
度特恵的な地位が与えられてゐるのは
止むを得ないけれども、それ以外の貿

易に關しては日本に対して一番いい待
遇を与えてもらいたい、最惠國待遇と
申したらいひでし、それから一定
の枠を作ることは、これは止むを得な
いかも知れないが、枠の範囲において
は品目別の小さな別はやめてもらひ
たい。それから第三点といたしまして
は、日本の輸出品の中で繊維品が一番
大きな比重を占めるのであるから、纖
維品に対する特殊な制限はやめてもら
いたい。それから更に第四点としまし
ては、香港、シンガポール、アデンと
申しますようないわゆる中継港であり
ますが、これが他地域に再輸出するた
めに日本品を輸入するという場合には
一切の制限を撤廃してもらひたい。地
場商品につきましてはもう昨年中にも
一切制限を取つております。再輸出の
ほうも自由にしてもらひたいという四
点を申出た次第であります。

これに對しまして、先方は植民地に
一々問合せを出しまして、日本との貿
易をどういふ恰好でやるつもりか、或
いはどの程度日本から輸入できると思
うかといふことを問合せた様子であ
ります。そのために当初大分時間をとり
まして、先方が具体的な回答をよこし
たのが昨年の末であつたわけでありま
す。その結果は大体において私どもの
希望が容れられたといつてよいと思
うのであります。ただ残りしました制限
は、日本からの繊維品につきまして特
に制限をしてる植民地がある。これ
は東アフリカにケニア、ウガンダ、タ
ンザニア、と、あつたに三つあります

が、それをまとめて東アフリカと申し
ております。その土地においては日本
からの繊維品の輸入は特別に制限す
る。それからジャマイカとサイプラ
ス。ジャマイカはカリブ海にございま
す、サイプラスは地中海にございま
す、この小さな二つの植民地、これは
日本品に限らず一般的に繊維製品の輸
入制限を加えておるので、日本品もそ
れと同様に制限を加えるといふことに
なる。併しそれ以外の土地においては
私どもの希望通り総額の限度までは品
目別の区別をきめないで、輸入の申請
を受け付ける。そして総額に一ぱいにな
るまではライセンスを与えることとす
るからといふ話でございます。それか
ら中継港につきましては大体において
全部制限を取払つてくれました。中継
港についても一定の枠と申しますか、
金額は一応表には載つたんでござい
ますが、その金額は必ずしも最高限で
はなく、若し日本がこれ以上輸出
ができるならばそれでも結構であると
いうことを申しておつた次第でありま
す。

以上が主として植民地について申上
げたわけでありまして、これは当初
から私どものほうでも無制限に日本品
を入れろといふことは無理なことはよ
く承知しておりましたので、具体的
な品目を作りまして、一種の貿易計画を
作ろうといふ申込をしたわけでありま
す。その結果この資料にもございま
す。輸出が……これには出ておりませ

んで、いづれ後ほど取揃えまして提出いたします。英本国との間におきまし

大体やつてくれておるようであります。

かといふことは、これは非常にたくさん
各植民地がどういふ線をとつておる
数もございまして、世界の各方面に散
らばつておるものでありますから非常
に情報がつかみにくいのであります
が、今回は植民地側が輸入に関する公
表をした場合には直ちにその写しをロ
ンドンの我がほうの大使館にくれる
ことになつております。それで一々チ
ツクできるよゝになつておりますが、
現在までのところは約束した通りに士
体なつておるよゝであります。本國に
おきまして、このきまつたクウオー
タは協定の成立いたしました翌る日に
発表をしてくれまして、業界も全部開
知したという状況であります。

それからその次のバランスストレ
ド、均衡貿易という観念でございま
すが、これにつきましては先方は非常
に、難色を示したわけであります。元來、
私も今度向うに言い出しましたこ
とは、すべて向うから求める、要求す
るということが多かつた、これは當
然のことです、昨年は大いに絞られたわけ
でありますから、それを元に戻してと
れということで当然要求が多くなるま
けであります、なかなか日本からの
輸入制限を緩和するということにな
りますと、先方といたしましては、政
府の立場として少くとも対日輸出とい
うものを昨年の程度くらいには維持し
てゐる、或いはできれば少し増加するとい
ふことでなければ政治的にとても思
えないような状況になるし、又やつた
ら非常に評判が悪くなるだろうといふ
ことを初めから申して頑張つておつた

のであります。従いまして向うは貿易を拡大したい、併し拡大するというこ

もと此れは同時に行へるとは限らないのであつて、何もその均衡にこだわる必要はないじやないかというようなことも申ししたのであります。併しこれに對して私どもがとにかく支払協定というものは、大体均衡貿易を規定してできたものと思つておるし、又日本の現在の状況から言つて、又今年も赤字を出すようなことは到底できないのだ、ですから我々としては何と言われてもとにかく自分が稼ぐポンドだけしか使えないのだということを申しました。これは先方も、それでは仕方がないということで大体二億九百五十万ポンドという目標額で収まつたわけでありま

が、併し最後までイギリスのほうがつと売れるのだ、又日本にもイギリス品に對してはもつと大きい需要があることをよく知つておるといふことを頼りに申しておつた次第であります。従いまして今回の輸入制限緩和は、これは向うから申せば輸出を振興する、乃至は少くとも維持するためにまあやつてくれたといふことでありまして、日本品を特に買いたいから、或いは日本品に對する需要が非常に多いからといふ意味では実は余りなかつたといふことを言わざるを得ないと思ふのであります。

それからもう一つの金融の話でありますが、これにつきましても原則的に当初から見解が対立いたしまして最終まで解けなかつた次第であります。申しますのは、私どもはとにかく支拂協定というのは当然或る種の金融便宜の供与といふことを含んだものと了解

する。そうでなければ季節的な貿易の
變動に对应して行くことはできないの
である。

ではないが、現に輸入して日本に一位の
千万ポンドをたて込んで非常に困つた
のだけれども、その場合も引続きボン
ド輸出はやつていたのだ。これは実質
的には日本がイギリスに対して相当量
のクレジットを供与したと同じことにな
つておつた。ところが現在では形勢
が變つて日本のほうがマイナスになつ
たけれども、その際にはイギリス側で
援助してくれるのが当然ではないかと
申したのであります。先方はもうそん
なことは到底問題にはならない、支払
協定というのはこれは常に相手方が必
要なだけのポンドのバランスを持つて
いるということを想定してできていま
のであつて、勝手に使つてしまつたか
ら金を貸してくれと言われても、これ
は到底不可能な、精神に全然反するの
だということを非常に強く申しまし
た。これは考へようによつて非常に得
手勝手な議論なんでありましたが、この
解は最後まで対立いたしておつたので
あります。従つてクレジットの問題は
非常に難航したのでありますが、最終
に、これはまあ政治的考慮によるもの
でありますか、とにかく或る程度の金
は貸そうということで落ちついたので
あります。ただこれはもう例外的で日
つ最終であるというような非常な強
表現がしてありまして、これ以上は御
免をこうむるという態度であつたので
あります。以上が日本側が先方側より
ら、何と申しますか得たと申します
か、先方にコミットさした諸点であ
りますが、これに対して我がほうがあ
いふ点でコミットしたかということ
次に申上げたいと思ひます。

今回参りまして、先方が非常に窮乏
を持ちましたのは日本の外貨予算の立
て方、それからその運用でありまし

て、日本の輸入が全部外貨予算によつて行われておる、而もそれが全部公表されておるという状況でありますために、これに対してはこちらも全然隠しだてをすというようなことはしないで全部向うに言つたわけでありすが、向うとしては外貨予算の制度に乗つかつて何とかコミットを日本から取りたい、外貨予算の制度にはまるような約束をさせたいということでありすが、これは今回の協定は英本国及び植民地と日本との間が本当の約束になるわけでありすが、その限りにおいて日本側が五千万ポンドほどの出超になつておるような契約になつておりま

す。従ひまして先ナといたしましては、国内に説明するために日本から或る程度はつきりしたイギリス品輸入に對する約束を取付けざるを得ないといふことがあつたかと思はれるのであります。非常にこの点は熱心に研究いたしましたのは、外貨予算上只今自動承認制というのがあるのは御承知の通りであります。それにつきまして一年間に或る程度金額を計上してくれ、そうして品目も大体昨年の十月一日にきめた品目をそのまま続けてもらひたい。そして具体的にはその一年間にきめた金額の半分を四一九の外貨予算に計上してくれということであり、それが第一点。

それから次にこれも外貨予算上難關入という制度がありまして、これは金り意味がないことでありますが、先にも非常に重要視いたしまして、雜輸

についてもやはり或る程度金額を年間を通じて約束をして、その半分を四一九の外貨予算に計上してくれ、これが第二点であります。併しこれもやはり八月以降におきまして更に先のことは再検討しようということになつております。従いましてはつきり約束いたしましたのは、要するに一年間にきめた金額の半分を四一九の予算に計上しようということ、それから品目を変えないということをこちらが約束したわけでありまして、それから個々の商品につきまして或る程度コミットを求めまして、日本のほうも先ほど申しましたようにいろいろ要求したわけでありまして、それとの交換で以て同意した点が数点あるわけでありまして、

第一はイギリス本国からの輸入であります。これにつきましては第一に、毛織物を相当量買つてくれといふこととあります。毛織物は御承知の通りいわゆる不要不急品といふことで、昨年毛織品の輸出とリンクいたしました。或る程度金額を買つたのであります。その後はもうリンクをやめまして、現状では殆んど全部買わないうようにしようという方針であつたわけでありまして、先般この点を非常に強く希望いたしました。結局昨年実際に入つた量と同じぐらいの金額を買つたことになつておる次第であります。

その次にオートバイであります。これもやはり不要不急品といふことで外貨予算上殆んど影を没しておつたわけでありまして、昨年ドイツとの協定を作りました関係で若干ドイツから輸入したわけでありまして、それをイギリスは非常に気に入つたしまして、ドイツと比較して差別待遇をされるのは困る、ドイツと同じ待遇にしてくれといふことで、それではドイツから買つたのと同じ額だけ買ひましよう、将来ドイツのほうから買わないうことになりますと、あなたのほうからも買わないうことになりましようということで妥結いたしました。

その次に、終戦後割合にたくさん入つておりましたウイスキーと、それから菓子が入つておつたのであります。これはドルと共通の額でいいから、とにかくチャンスを与えてくれといふこと、これは国内の需要と申しますが、或る程度駐留軍の需要も申します。金額はうんと絞るからドルと共通額といふことで妥結したのであります。以上が英米両国からの輸入であります。

それから植民地からの輸入につきまして、東アフリカの棉花、これはいわゆるウガンダ綿と称するもので、米綿或いはエジプト綿に近いものであります。これを相当量買つてくれといふこと、これは今年まではイギリス本国は一手買付をやつておりました。日本は買おうと思つても余り買えなかつたものなのであります。品質的には相当量買つても差支えないといふもので、これを買つたことになりました。

それから塩とコーヒーでありまして、これはいづれも大体アデンから出て来るものであります。これも昨年の実績程度買つたことと約束した次第であります。それから更に一つ、ケニヤのマガジ板を買ふといふことを頻りに申したのであります。これは断りまして、先方もそれを了承した次第であります。

それからもう一つ大きな問題になりましたのは石油であります。石油がなぜこう揉めたかと申しますと、昨年の十月に予算を組みましたときにボンド地域からの石油を思い切つて実は削つたのであります。大体従来外貨予算が二割乃至三割、三分の二のボンド割当をしておりましたのを、昨年の十月の一日に一挙に一五%くらいに削つてしまつたのであります。それはまあこういうことを黙つて見ていると結局イギリス石油が日本から進出されてしまふといふふうな考へたのであります。非常に強くこの点を主張しまして、日本の全体の石油の輸入量のうちで公正な割前をこちらにもらいたいといふことで、結局揉み合ひしました結果、大体二割乃至三割五分程度のところまで落ちついた次第であります。これは毎年の着到ベースで考へるわけでありまして、あらかじめなかく金額はきめられないのであります。あとから調整するといふようなやり方によつてこの実行をして行くよりないと思つた次第であります。

以上が大体日本側からイギリスに約束した点であります。そのほかに問題でありまして、海運につきましては御承知の通り、平和条約におきまして日本は世界の海運に対してどの国の海運に対しても差別待遇をしないといふことを約束しておりました。従つてその通り履行してくれといふことを向うが申したのであります。これにつきましては昨年の秋以来、東京で実は交渉しておりました。最近円満に妥結した次第であります。それからもう一つは映画収入の送金

のことであります。これにつきましても結局先方はアメリカと平等の待遇をしてくれといふことで、これは勿論尤もなことであります。現にそうやつておるわけでありまして、新らしい義務を負うわけではありませんが、約束をいたしたわけでありまして、更に旅行関係であります。これはイギリスの為替管理法上は、海外旅行をする人は一定の限度までは自由に金を持ち出せることになつておるのであります。ところが従来日本に対してはその特典が適用されておらなかつたのであります。今回はそれを日本に対しても適用するといふことであります。従いまして例え英米両国或いは豫州あたりから人が日本に来ようといふ場合には、特別の許可なくして一定の金額は持つて来られる、これは日本にとつて有利な点であります。

それから最後に通商航海条約を早く結んでくれ、これは私どものほうで初めから強く申しました。まあガツの問題のことも相当遅れてまあ向うをいやがらせたのであります。通商航海条約のことも申出でまして先方もこれをデイクノートするといふことになつております。まあ先方もこの問題につきましては最近新しい型の通商航海条約をどこの国とも結んだ経験がないようでありまして、そういうような点で遅れておる節も見受けられるのであります。とにかく私どもの希望は向うも十分に了承しておる次第であります。

以上が大体協定の内容であります。簡単ながら御説明させて頂きました。まあ今回の協定交渉はこの従来の例から申しますと、貿易の話を出しても

なか／＼向うは受付けない。大体金融協定の延長といふことだけで、あとは知らんという態度に出やしないかといふことは実は危惧しておつたのであります。まあ向うが貿易の話に乗つて来たといふ点は確かに認められます。併しその理由をいたしまして、これは私の個人的な考え方でありまして、感じられますことは、イギリスの国際收支の改善……ボンドの強化のためにとつて参つた措置が大体転換期に来ておる、そこに丁度私どもが行き合はせたい点もあるように思ふのであります。即ちイギリスは一昨年の後半期から昨年にかけまして極度の輸入制限を行ひました。更に第三国の持つておるボンドの量といふものを極力少くするといふ政策をとりまして、それによつて国際收支を改善し、且つボンドの価値を維持したのであります。事実相当成功したことは御承知の通りであります。併しながらかの政策を続けて行けば、結局列国がイギリスのものを買わなくなることは、これ又当然の帰結であります。殊にそういう現象が日本になつて来たといふことが、私どもが行きます前に向うでは問題になつておつたのであります。従いましてこの際日本のマーケットを維持するためには、どうしても日本に対してはボンドを稼がせる機会を与えなければならぬといふことで、今回の貿易に関する話合いが順調に進められて来たのではないと思ふのであります。従いまして先ほどもちよつと申し上げましたように、先方の狙いは飽くまで自分のほうの輸出を伸ばす、輸出を維持するといふ点であるわけでありまして、私もイギ

題の解決するまでというはつきりしたことは申しあげませんが、とにかく当分の間は現実の買付けはやらないようにしろという話でこれはきまつておるわけでありませう。

○委員長(中川以夏君) 今に聞連して伺いたいのですが、当分の間買付けをしないようにしろということですが、将来は直接イランの油を買付けたり、或いはバーターで以てこつちへとれるというようなことができる可能性があるのか、又そういうことに對して日本政府は努力をしておるか、イランの油はいかんとお考え方で以て交渉しておるか、その点はどうか。

○説明員(牛場信彦君) 現在イランとイギリス、アメリカとの間で話が行われておるのは御承知の通りであります、あの話は将来イランの石油の販売権を誰が持つかということが眼目のようでありまして、現在まで入つた情報によりますと、大体九割から九割五分は英米のほうで持つ、あとの一割五分はオイルを五分か一割か、大体その程度のところではないかということでありまして、従つてその五分なり一割なりのイランが自由に処分できる油ができました場合は、これは勿論日本は如何なる方法によつても買取ることができるのであります。市場開拓というやうな意味で、若しそういうやうな運びになれば日本としても輸出と見返りにあそこ石油を買うことは有利と考えております。ただイギリスとの関係におきまして、日英の貿易全体に余り有益でない措置は当分の間とらないほうがよいといふふうに考へておる次第であります。

○委員長(中川以夏君) 只今、そのものゝことに對してイラン側のいふやうな希望もあり西山大使がイランに行つていろいろ交渉をしておるやうであります、その経過はどういうふうになつておりますか。

○説明員(牛場信彦君) これは外務省のほうからお話申上げたほうがよいと存じますが、具体的な買付け交渉ではないように聞いております。

○海野三朗君 只今のことに關連してあります、出光が石油をイランから直接買つて来た、そうしたところが何か新聞の報ずるところによるとそれが正しいとか、或いはイギリスから没収されるとか何とか新聞に見えたのですが、あれはどういうことですか。イランから直接出光が買つて来たでしよう、あれはどういうやうなことになるおるのですか。

○説明員(牛場信彦君) イランの石油は昨年でしたか私ちよつと忘れまして、要するにイランが国有化を強行いたしましたからイギリスとイランとの間は紛争になつておりました、イギリスはその石油の所有権は飽くまでもアングロイラニアンというイギリスの会社にあるのだという建前でおること、御承知の通りであります。而も出光が買いましたのは、昨年石油の輸入の資金を割当てました際に出光に若干のドルを割当てたわけでございますが、そのドルの使い方はこれは結局石油を買うといふことになつておるわけでありませう。イランは日本の為替管理法から申しますとドル地域になつておるものでありますから、結局そのドルを使つて出光がイランから石油を買つたといふことではあります。これはまあ政府の責任外のことでありまして、どうにもしようがないといふことで、イギリスはその点に關しては了解いたしましたのであります。併しなから将来は一つこれはとめてくれといふことで、その後のドルの割当におきましてはイランから買わないといふ条件を付けてドルの割当を行うといふことによつて現在のところ輸入をためておるわけでありませう。出光の買いました石油も一月の末までに全部日本に到着いたしました。現在いろいろ話が行われておるといふことを聞きますが、これはまあすべて将来買えるやうになつたときの話であつて了解いたしておきます。

○海野三朗君 日本で、つまりドルの割当を日本でできないといふのはどういふわけなんですか、イギリスに對して遠慮しているわけですか。

○説明員(牛場信彦君) イランから石油を買わないといふことは、確かに對英關係を考慮した上からであります。

○海野三朗君 それでわかつた。只今のこの表であります、昭和二十七年日英貿易といふこの表でございませう。この表で(1)として對英輸出実績となつて、日本が(4)として對英輸入実績となつて、日本が(1)と(4)の差額が、これはセイルンと書いてありますが、これはことごとく日英貿易に入るものであります。

○説明員(牛場信彦君) これらの国と、日英といふのはちよつとその或いは日本とスターリング地域の間としたほうがよかつたかと思ひますが、これらの国との貿易は現在全部ポンドを使つてやつておられますので、一まともにしてここに計上してある次第でございます。

○海野三朗君 そうしますとこれは日英でなくして、つまりポンド地域との貿易といふことなんですか。

○説明員(牛場信彦君) そうなんでしょう。これは非常に相済みませんでしたが、日本とポンド地域との間といふことに御訂正願ひたいと思ひます。

○海野三朗君 さうでございませう。ポンド地域の計がここに二〇九、六三三といふのであります、それから今度對英輸入実績が一七一、四九五と、こゝなつておられます。そうしますと輸出のほうが多くて輸入のほうがこの二十九年度の二月十八日までには少いといふことなんですか。

○説明員(牛場信彦君) これは一昨年の数字でありまして、一昨年はこのやうに輸出超過であつたのであります、一枚めくつて頂いた昭和二十八年度になりますと今度は輸入超過になつておるやうなことがおわかりになると思ひます。

○海野三朗君 これは一昨年ですか。

○説明員(牛場信彦君) はあ。

○石原幹市郎君 さつきの又続きみたいになるのですが、イランなり英國なり或いはアングロイラニアン会社が米の關係も幾らかあるかも知れませんが、この問題の解決までという、その見通しはどのくらいのものでしやうか。いろいろの折衝によることでしやうけれども……。

○説明員(牛場信彦君) これはまあ私もいろいろの間にも新聞にいろいろ報道がなされて、イギリスの國會なんかでも質疑応答があつたのであります、なかなかそのはつきりいつまでというやうなことは申せないといふのが大体の空氣のやうに存じます。併しイギリス

とイランの間の國交も回復いたしましたし、大使の交換も行われましたし、現に又アメリカを含むイギリスの石油の代表が向うに行つて話をしているといふやうな状況で、まあ人によつては三月一ぱいぐらいには片付くじやないかといふことを申しておる者もある次第であります。

○石原幹市郎君 これはちよつと幼稚な質問になるかも知れませんが、将来イランとの石油の取引が正式に始まるというふうになれば、イランが持つてゐる一割或いは五分の自由なもの取引、或いは又正式な新しい機構での取引と両方になるでしやうが、これと取引が始まれば今までの石油のアメリカその他から入れているよりも非常に有利なものになるのですか、どういふことになるのですか。

○説明員(牛場信彦君) 昨年の出光の買いましたのは非常に有利だつたわけでありまして、これは恐らくイランのほうで非常に石油が余つて困つたといふことと、将来のこのイギリス側の折衝の上において或る程度の実績を作つておきたいといふ、いろいろの考慮があつたことと存じます。今後若しその英米、イランの間で話がつきまして、一定の石油がイランが売つてもいいといふことになつた場合を想像して見ますと、これは恐らくやはり國際相場でなければ売れないのじやないか、又國際相場以下で売るといふやうな理由はないわけである。若しそういう値段以下でなければ売れないといふ場合はむしろイランは販売を英米に任せてそのローヤリティーをもらはうほうが有利だといふふうに考へるのじやないかと想像される次第であります。

○豊田雅孝君 あちらへ行つておられる間に会談に出なかつたかも知れませんが、英国市場における日本の商品の評判、それから今後日英商品の競争力をどういうふうに判断をされておられたか、そういう点について。

○説明員(牛場信彦君) 日本商品の評判ということにつきましては、私ども非常に関心を持つて行つたのでありますが、いわゆる商標、意匠の盗用という問題、これは陶磁器などについて一昨年から昨年にかけて大分起つたのであります。その後日本政府のとりました措置に対しては、イギリス政府は少くとも非常に満足の意味を表しておりまして、極めて公正にやつてくれたという事で何ら問題はないと言つております。ただ業界一般にはまだ日本品と言へばとにかく悪いものである、且つ人の意匠を盗むものだという風風は非常に強いものでありまして、従いましてこの協定ができたあととのイギリス議會における討論等におきまして、反対党はそういう一種の感情論をして政府を攻撃し、且つ業界の利益を述べるといふようなところがあるのであります。実際問題としてそういう商標侵害というような問題は現在はないのであります。ただ私どものおりましたときにちよつと問題になりましたのは、日本の輸出品につきましてクレームがついてそのクレームがセトルされたにもかかわらず、実際に送金に日本の業者がなか／＼送らないということがありまして、これも歸りましてからいろいろ話をして大体これは解決いたしたいと思つております。競争力という問題、これは非常に大事な問題であります。私どもあらゆる機会に関心

を持つて調べて参つたのであります。結局これはイギリス側の論議にも相当出ておりますが、日本品は決して昔みたいに安くはない、安売をするだけの力がないので、この際日本品に対して門戸を開けたところでそう恐れる必要はないのだ、こういう議論がちらほら見かけられてまして、私どももこれは遺憾ながら或る程度事実であります。まあこれが今回イギリス側が割合大きく輸入制限を緩和した裏の考えであるとも見えない点はないのであります。まあ商品別に見まして、やはり繊維類は普通なれば十分に出るという感じがいたします。それから又雑貨なども日本が余りむちやな値段の吊上げなどやらなければ日本の出せる範囲は向うは買ひだろうという感じがいたしております。それからそのほかの雑貨類につきましては、これは物によつても違ひますが、大体におきまして世界的に日本の商品は競争力があるのであります。これも輸出に余り支障がないのじやないかと思つております。ただ問題は鉄鋼類でありまして、これは一昨年はヨーロッパが非常に鉄鋼飢饉であつた。日本から相当な鉄が出ておつたことは御承知の通りであります。最近事情ががらりと變りまして、各國ともむしろ過剰生産という状況になつて来ております。勿論造船の厚板などは、造船が盛んになればこれは足りないのではありません。まだ日本でも造船の余地があると思ひますが、造船自体がだん／＼不景氣になつて来ておるような状況でありますので、鉄鋼の輸出というものはなか／＼むずかしいのじやないか。ヨーロッパに対する輸出というものはむずかしいのじやない

か。これはシューマン・プラン自体が現在輸出カルテルのような傾向をとつて来ております。最近非常にイギリス側にも働きかけまして、イギリスも一緒にやつてくれというのを申し出ておる。イギリスも或る程度協調せざるを得ないのじやないかと観測されますが、そういうことになりまして、値段の点でなか／＼競争がむずかしくなるというふうな考え次第であります。勿論東南アジア等後進地域は又別であります。ヨーロッパに対してはそういうような感じを持つております。

○豊田雅孝君 もう一つ伺いたいのですが、これは会談外のことだと思ひますが、これも英のやり方から見て、日本の中共貿易に今後参考になるようなことを何か考へておるといふことはありませんか。

○説明員(牛場信彦君) イギリスと日本と、中共貿易に關しまして根本的に違ひ点は申すまでもないことではあります。日本は國民政府のほうを中國政府として認めておる。イギリスは北京政府のほうを中國政府として認めておるという点で、どうしてもこちらのほうは或る程度ハンディキャップがあるという事は、これは止むを得ないことだと思ひます。併しながらイギリスでも國家として別に特別に何か中共貿易促進策をとつてゐるという点は認められないのであります。業界が非常によくまとまりまして、いわゆる貿易ミツシヨンのようなものを適時に出して、話をしておるといふことは認められます。殊に最近では中共貿易よりむしろ対ソ貿易に非常な力を入れられておりました。私どもがイギリスを立つ頃でありましたが、三十数人のイギ

リスの実業家がモスコへ参りまして、たしか三年か四年に亘つて、總額にして二、三億ポンドの輸出をするというふうな、貿易を申すというふうな、いわゆる契約と申すか、協定と申すか、そういうふうなものを作つたということも報道されておりました。現在それが、まあ金を持つて来てロンドンマーケットで売つて、ポンドを稼いで、イギリスから物を買つてはいいお得意になつておるものから、対ソ貿易は非常に熱心のように見受けられました。

○委員長(中川以良君) 私からちよつと、さつきのイランの問題をもう一遍伺いたのですが、どうもこの前の委員会でも私は政府側にお尋ねしたのでありますが、日本の燃料政策が一貫性を欠いておる、それから石油の問題にしても英米一緒になつて来るので、この際非常にいいチャンスだから、イランの油を少しでも入れることが非常な利益になるのではないか、又日本の燃料政策から言つても、今後最もそういうふうな政策をとるべきではないかというふうな考へるのであります。今のお話でございまして、どうも英國に氣がねして、イランの油は依然として引けないという状態でありまして、イランのほうもいろいろ米を買つてくれ、塩を買つてくれと言つておられますが、石油を買つてもらへば一番いいわけでしょうし、殊にバーター貿易を主張してゐるので、今日輸出が伸びない際、イランの油がバーターで引ければいいと思ひますが、そういう意味から先般通産大臣も、やはり日本はできるだけ少しでも入れたいということを考へて、外

務省方面にも話しておるといふこともあつたのです。外務省からもそういう訓令が英國の大使館に行つたのだらうと思ひますが、今のお話だと、どうもそういうふうなことは少しも進展してないのみならず、全く退歩してしまつて、非常な氣がねをしておると考へられるのですが、それにもかかわらず、一方イギリスから、今日日本が耐乏生活をし、緊縮予算を以て國民と共に苦難を乗り越へようという際に、あの高級なウイスキーとか、或いは高級な洋服地等を輸入せざるを得ないような状態になつて来ておるので、どうもこの辺我々としては割切れない氣持があるので、局長としてはどういうふうに御対処になつたのであつたか、又どういうふうにお考へか承りたいと思ひます。

○説明員(牛場信彦君) ペルシャの石油を直接買入ということは確かに一つの魅力ではあります。今も申しましたように、結局輸出という点から考へますと、對英貿易というものは、スターリング地域の貿易というものは、日本の輸出の三割から四割くらいを占めるものであります。差当り日本としてはこちらのほうに力を入れて、この障害になるようなことはできるだけやらないようにしようといふことが方針とならざるを得ない状況であります。従いまして、そういう大局的に見た場合には、イランの石油は暫らくやはり手をつけないほうがいいのではないかと、ただいつまでもということはいかないと思ひます。この点はイギリス側にも十分申入をしてあるわけですが、幸いにして解決も間近だといふふうにも見られますので、暫時昨年きめた政策を

続けたいということであると存じます。

○委員長(中川以良君) 今のウイスキー、羅沙の問題は。

○説明員(牛場信彦君) これは私ども非常に不都合品の輸入は困ると言

つて強く反対したのでありますが、一方我が国からの輸出を見ますと、大部分不都合品と云われても仕方ないものが相当あるのです。やはりこれは或る程度交渉で、ギブ・アンド・テークということでいたし方ないと考えております。併し若し将来日本の輸出が思う通り伸びなくて、非常にボジションが悪くなるような状況でありますれば、こういうものの輸入に關しては、イギリス側と話し合をする余地は十分あります。現に八月以降において値引をするということも協定の中にも諒つてあるわけでありませう。

○石原幹市郎君 ちよつと関連して、英國向けに有望なものとして羅沙が挙げられたようですが、どんなものでしょうか。

○説明員(牛場信彦君) 羅沙は、羅沙が一番需要が盛んであります。これは実にかかつて日本側がどれだけ出せるかということでありまして、一応百五十万ポンドという枠がありますが、これはこれ以上超過しても構わないと言つております。さけの羅沙は現在政府の一手輸入になっております。近く民間に移るようになっております。それで需要があるようです。みかんの羅沙、これも戦前はたくさん出ておりました。イギリス人は非常にフルーツ・サラダをよく食べるのですが、みかんの羅沙は不可欠のものであつたのです。ところが戦後の緊縮時代に全部

とめておつたのですが、今度は解禁するということになります。これは日本が売れるだけはいましようというところが実情であります。一応六十万ポンドという枠がございまして、現に八

月、十月に新らしいみかんの収穫があります。これは別枠として輸入の交渉をしてよろしいということでありませう。それ以外に、かきの羅沙をいろいろあります。現在のところ日本側に

余り輸出力がないことと、ソ連から安いかにかが相当入つておりました。値段の点でちよつと合わないという点があるようです。これも併し値段が合つて来れば、恐らく向うも買うことには異議はないと考へます。

○石原幹市郎君 英ソの貿易協定ができたというお話でしたが、これはやはりバトル法というが、非常な品目制限の下にやつておるのですか、或いは日本がいろいろ中共等と折衝しておるような行き方と相当違つた行き方であるのでしょうか。

○説明員(牛場信彦君) 貿易協定と申しますのはちよつと言葉が賑かつたのでありますが、イギリスの業界の代表が参つて、ソ連のほうは國家貿易でありますから、向うの貿易部と話をしたということでありまして、従いまし

て、貿易の品目のうちには相当いわけの戦時物資も入つておるようでありませう。これは勿論政府としては輸出許可はしないのだということはつきり申しております。従いまして、電気関係の機械なんか大分入つておりますが、大部分は恐らくこれは輸出できないであらうということが新聞にも出ておりました。ただソ連と中共とは金融

の關係で非常に緩急の度が違つておりまして、中共に対する輸出のほうが多い。これは嚴重な統制を受けております。

○海野三郎君 今のことに關連してお伺いたしますが、只今イランの石油のドルの割當をイギリスの貿易に對して遠慮しておるのだというお話でありませうが、私はそういう考へがどうかと思ふんです。イギリスという國は、御承知のように、儲けがなければ否も出さぬという國なのであつて、すべて貿易に關係することは、日本品が安くさあれば売れて行くのです。恩恵的に日本をどうするこうするなんということは、私どもには考へられない、あのアングロサクソン人種といつたしましては……。そこで私は、イランの石油に對するドルの割當も当然やらなければならぬやないかと、それを遠慮しておつても、結局するところ日本人は馬鹿を見る、貿易は伸びないという結果になると、私はこう考へておるの

であります。今イギリスがソヴィエトに對しての貿易についても、アメリカに對する遠慮なんというやうなことは更にやらないで、やはり商売上のことについては按目なしにぐんぐんやつて行く。そういうふうな考へでなければ日本の輸出は伸びて行かないと私は見ておるのですが、通商局長はどういうふうにお考へになつておりますか。

○説明員(牛場信彦君) これは政府の方針で、私から申し上げるのはちよつと分不相応と存じますが、要するに現実に昨年の状況を見ておりました。イギリス側が輸入制限をしようといふことになれば、實際日本品は出なくなつてしまふのでありまして、安くてもな

る虞れが相當あるわけでありませう。又それ以外の金融的なもの、な便宜にしましても、向うが出さぬと言へばこちらはどうにも仕方がないやうな問題がたゞさんあるものでありまして、これは強弱と申しますよりも、そういうやうな相互依存の關係が相當あるのではないかと思ひます。そこでイランの貿易は、勿論我々としても輕視しておるわけではありませうが、ポンド地域全体の貿易から比べればおのずから比重は輕いということにならざるを得ないと思ひます。

又イギリスは對ソ貿易などについてアメリカに遠慮してないのじやないかというお話であります。実はそれはそうではないのでありまして、業界のほうから約束しても、政府としては輸出を許可しないといふことをはつきり申しております。その点決して日本と違つた立場をとつておるのではないのであります。

○農田雅孝君 さつきの雜貨が有望だといふお話があつたのでありますが、雜貨といふのは非常に範圍が広いのであります。どういふものに大体有望だといふ見当をつけられたか、それから纖維もついでに具体的に言つてどういふものか……。

○説明員(牛場信彦君) これは先ほどちよつと申し上げましたように、陶磁器関係、それから玩具とか、それからまあ日本のいわゆる伝統的な輸出品であります。漆器とか象牙細工といふやうなもの、或いは電球、それからこれは雜貨のうちには入らんかも知れませうが、魚の肝油、これなんかは相當需要があるのではないかとと思ひます。これなんかは日本が殆んど独占的に供給

しておるやうなものであります。それから斑駁鉄器なども、もう少し工夫をすればイギリスを通じてアフリカの植民地などに出るのじやないか。戦前は相當行つておりましたが、まあ現状のところは私も実はよく実情を知らないものであります。需要はあるやうに聞いております。

○委員長(中川以良君) 纖維について……。

○説明員(牛場信彦君) 纖維は、やはり殊にグレイは一番であると思ひます。これは本國に入りませうものは、大部分本國で再加工されて更に植民地に再輸出されるということになつております。植民地の枠で参りますものも、相當部分本國へやつて本國で加工されるということでありまして、まあ日本としては勿論できるだけ加工品を売つて行きたいわけでありませう。現在のところグレイが主体であります。勿論加工品も入る余地もあつて、今後は開けておるわけでありまして、業界のこれからの努力によつてそれだけの加工度の高いものを売ることができれば非常に結構だと思つております。

○三輪貞治君 先ほどのイランの石油の問題ですけれども、イランの石油の國有の問題については、すでにイタリアが買つたときと日本が買つたときで、前者は國際裁判所、後者は日本の高裁において、明らかにそれはイランの石油であるといふふうな認められて、英國側が敗訴しておるわけですが、依然としてイギリスはイランの石油の國有は認めないという態度で臨んでおるものでありませうか。

○説明員(牛場信彦君) その通りであります。

○三輪貞治君 そうしますと、これは先ほど解決についてはだん／＼進捗しておるといふ話がありました。もう一回イランの石油を取戻すというのであります。それとも具体的に補償の問題等で大体解決をして行くのであります。か、どういふことに今なっておりますか。

○説明員(牛場信彦君) 現在のラインは、私も詳しくは存じませんが、結局国は認めると、国は認める代りに補償をよこせと、補償と言つても、イランは金を持つておりませんから、結局販売権を認めまして、その利益によつてなしくずしに払つて行くというこゝとではないかと存じます。それから御承知の通り、イランというものは、国としては販売網というものは全然持つておられないわけでありまして、結局英米に頼んで石油を売つてもらつてローヤリティーを取るほうが収入としては安全だといふような考慮をしておるようであります。

○三輪貞治君 そうすると、販売権も、アメリカが今度遠慮する、それからイギリスも従来の権益等に鑑みまして販売権を渡すと、そうして英米伊の三国共同の販売会社を作るといふ形だろふと思ひますが、これはイランの石油の全部についてそういう販売権を持つのであります。それともイランの政府に多少の自己裁量の分を残して、その大部分を三国共同の会社で取扱うと、こゝういふふうになるのであります。

○説明員(牛場信彦君) 共同の会社を作るといふ話は余り最近はないようでありまして、むしろイギリスはイギリスの会社、アメリカはアメリカの会社

で以て販売権を取つて販売するということになるのではないかと存じます。イランの手にはどのくらい残るかということ、先ほど申しました通り、恐らく多くても一割を出ないのではないかと、こゝういふような観測が行われておるわけでありまして。

○三輪貞治君 そうすると、将来において改善をされるかも知れないという日本側の期待というものは、そのイランの自己裁量に残された一割のものに對してですかそれともその販売権を取つた国から買つたという形でありまして、こゝういふことになりますれば、その残された一割といふことでございませう。

○三輪貞治君 テヘランのフエデラル・カンパニーといふところにおける日本人から実は一昨日手紙が来たのですが、これによりまして、日本に對する好意といふものは、昨年まではあつたけれども、今日は全然ゼロになつておると、こゝういふ手紙が来ておるのであります。私も今までこゝういふたような発言をこの委員会でもしておつたのです。日本に對して非常に好意を持つておる、地下資源の開発等にも非常に期待をしておると、こゝう思つておりました。が、この手紙を見ますと、日本頼むに足らずと、とにかくもう今からどんな手を打つても余り日本に對して信用をしないだらうといふようなことが来ておつて、非常に愉快でない日々を今テヘランにおる者は送つておると、こゝういふふうの手紙が来ております。これはまあ今までの経緯を見ると、これは大体納得ができるわけですが、これは先ほど海野さんからお話があつたやうに、これは政府としては非常に大きな責

任問題ではないかと思ふのです。裁判でもはつきりイランのものだと認められ、而もイランは売りたい。日本に對する七カ年間の契約というやうなものはそのまゝ尊重するといふやうなことをたび／＼声明を出されておるのに、ただ単にイギリスのほうで横槍を入れておるといふことに對しての遠慮でそれを外貨の割当をしない。そのために、向うでは折角日本に對して売りたいと言つておるのに、日本が買つてくれないので、日本頼むに足らず、こゝういふやうなことになるやうなものと、勿論對英貿易の全般から比べますればイランの問題は極く小部分になるかも知れませんが、併し日本の東南アジア或いは中近東の貿易の地域においてかなり日本に對して好意的に考へておつた一つは、これはやはり大きな問題だと思ふのです。こゝういつたやうな情勢に對して、これから石油問題の解決と共に再びその好意を取戻すと申しますか、経済的な提議を深めて行くことの可能性と申しますか、こゝういふものについて通産当局ではどういふふうにお考えになつておられますか。

○説明員(牛場信彦君) これは一にかかつてイランにどれだけの購買力があるか乃至はイランの金融財政状況が健全であるかどうかといふことにかかつておるのであります。勿論私も輸出したいのであります。が、輸出しても金が取れないやうな状況で若しあるとすれば、これは非常に困つたことであります。その問題と石油問題の解決とは、これは非常に密接に關係しておることであつて、石油問題を解決するといふことが即ちイランの立直るといふこと

でありますから、先のことは勿論わかりませんが、先のことでは勿論わかりませんが、貿易關係を更に深めて行く案地はできて来るものと考へております。

○高橋衛君 イランの石油に關連してもう一点だけお聞きしたいとおきたいのであります。先ほどから英米に遠慮をして日本の石油の輸入を控えておるといふやうな御答弁でありましたが、これは日英貿易協定の一つの条件になつておるのであるか、それとも又は貿易協定に關連するところのスタッフでつか／＼に關連する一つのはつきりした条件的なものがあるものであります。か、それとも單純に紳士的な態度といひますか、日本人のいひゆる遠慮、言葉通りの遠慮といふ立場からしておられるのか、その点のことをはつきり一つ御説明願ひたいと思ひます。

○説明員(牛場信彦君) はつきりした条件にはなつておりませんが、大体条件にはなつておるわけでありまして、こゝういふ方針で進めるというこゝとに對しては了解ができておるわけでありまして、高橋衛君 それは条件になつておらないとしても、例へば文書の交換とかいふやうな形において行われておるのであります。

○説明員(牛場信彦君) こゝういふことはございませう。

○高橋衛君 そゝういふやうな文書の交換によるものは全然ない。そゝうすると、私も非常に奇異に感ずるのです。が、要するに英米伊の三国の協定がはつきりできて、國際市場で國際價格で売らうにならなければ日本は手が出せんとし、こゝういふやうなときは安く買つといふ特典は殆んどなくなつてしまふ、むしろ買つて有利な時代は現在のみであるといふやうな感じがす

るのであります。が、こゝういふやうな条件になつておるとか、又はこゝういふやうな条件になつてもこの協定が実行されてもえんとし、こゝういふやうな危懼の点、虞れが具体的にどういふところにあるかといふ点をもう少し御説明願ひたい、我々どうも理解しかねるものであります。

○説明員(牛場信彦君) 勿論この協定の四滑な進行といふことから申しますれば、日本がイランの石油を買付ければ非常に支障が起るだらう、又こゝういふやうな措置をとるだらうといふことは、私も十分覚悟しなければならぬと思ひます。こゝういふやうなことは、この會議と直接關係はございせんが、出ておりました。

○高橋衛君 お答へが非常に抽象的であつて、我々ちよつとわかりにくいのであります。が、もう少し具体的に、例へばどんな点にどんなやうな支障を生ずるといふことを説明して頂きたいと思ひます。

○説明員(牛場信彦君) 例へば、輸入制限を更にやるとか、金融をとめるとか、こゝういふやうなことも考へられるのではないかと存じます。

○海野三朗君 今に關連して私はもう一つお伺ひしたいのは、こゝういふやうな貿易のほうに手心を加へるなら、やはりこゝうのほうに手心を加へる方法があるでしよう。私はこゝういふやうな遠慮は、非常につまらない遠慮であると思ひます。それが政府の方針としてこゝうやられたのだと、ドルの割当をされなかつたのだといふお答であるけれども、それは十分通産當局としても政府に對してはこゝういふやうなことは、意のあるところでははつきり述べなさらなければな

らないのじやないか。ただ政府の方針がこうだからそれを遵奉してやる、それは誠に結構でありますけれども、やはりこれはこういうふうになつておるのだというふうなお考えをば十分述べられたのであります。そのドルの割当につきましては……、それも一つ私お伺ひいたしたいと思います。

○説明員(牛場信彦君) 通商局といったしましては、大臣に対しては、やめたほうがよいだろうという事は申しました。

○海野三朗君 やめたほうがよいという事をおつしやつたのですか。

○説明員(牛場信彦君) つまり、買わないほうがよいだろうという事を申し上げたわけでありませう。

○海野三朗君 それは見解の相違でありますから、これ以上私はお聞きいたしません。もう一つ別なことでお伺ひいたしたいのは、昨今造船の問題が、非常に汚職が新聞に出ておる。併しそれは別個に、貿易については船が日本では非常に足りないと思つておるのではありませんか、通商をやるにいたしまして、とにかく船賃が高

い。これが非常にネックになつておると思ふのであります。通産当局といたしましてはどういうふうにお考えになつておられますか、船のほうにつきましては……。

○説明員(牛場信彦君) 日本の船舶は、これは私からお答へするのにはちよつとおかしいのであります。確かに戦前に比べて減つておりますし、貨物の積取量もまだ非常に低いので、船が殖えることは非常に結構なことでありませう。ただ問題はコストでありまして、現在日本の船は英米の船より

もむしろコストが高いということがあります。造船のコストが高いほかに、運輸のコストも高いということがありまして、船会社は現に、よくは存じませんが、相当苦しい状況にあるということもあるのであります。政府で船を造るということは勿論今の状況ではできないわけでありませうから、結局船を急に殖やそうと思つても、なかなか金融面その他で以てうまく行かないという状況ではないかと想像いたしております。

○海野三朗君 その船が足りないという事に対しては、通産当局は如何なる態度をとつていらつしやるのでありますか、それをお伺ひいたしたいと思います。

○説明員(牛場信彦君) 殖えれば結構だと思つております。

○海野三朗君 いや、これを増して行かなければならないという事はやはり主張していらつしやるのであります。か。どういふふうな態度でいらつしやるのでありますか、それをお伺ひいたしたい。

○説明員(牛場信彦君) 特にどういふ主張をいたしておるか、私も実は所管外でわからないのであります。とにかく日本の船が殖えることは非常に結構なことだと思つております。ただ私どもの手でやる範囲では、余り有効なそれを促進するような手段はないという事であります。

○委員長(中川以良君) 本日はこの程度にいたしておきたいと思ひますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり。

○委員長(中川以良君) 御異議ないと認めます。なお明日は本問題に対する

質疑を続行いたしますが、通産大臣、外務大臣、それから外務省の経済局長の出席を求めております。どうぞさようにお考え頂きまして、質問の御準備をお願いいたしたいと存じます。それでは本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十八分散会

二月二十三日日本委員会に左の事件を付託された

一、輸出保険法の一部を改正する法律案

輸出保険法の一部を改正する法律案

輸出保険法の一部を改正する法律案

輸出保険法の一部を改正する法律案

輸出保険法の一部を改正する法律案

輸出保険法の一部を改正する法律案

輸出保険法の一部を改正する法律案

輸出保険法の一部を改正する法律案

輸出保険法の一部を改正する法律案

輸出保険法の一部を改正する法律案

輸出保険法の一部を改正する法律案

託販売輸出保険の保険金額の総額

第五條の五の見出しを「(代金又は対価の回収)」に改め、同条中「当該輸出貨物の代金」を「当該輸出契約に基く輸出貨物の代金又は技術の対価」に改める。

第五條の六中「保険価額」を「第五條の四に規定する残額」に改める。

第九條中「資金について、手形上の権利の行使によりその」を「資金の」に改める。

第四章の次に次の一章を加える。

第四章の二 委託販売輸出保険

(保険契約)

第十條の二 政府は、委託販売輸出保険を引き受けることができる。

2 委託販売輸出契約は、輸出者が、委託販売輸出契約に基き貨物を輸出した場合において、当該委託販売輸出契約に基き貨物の販売によつて、当該貨物の輸出及び販売のために支出した費用を回収することができないことにより受ける損失(輸出貨物について生じた損失を除く)をてん補する輸出保険とする。

第十條の三 委託販売輸出保険の保険契約においては、委託販売輸出契約に基き当該貨物の輸出及び販売のために支出すべき費用の額並びに委託販売輸出契約に基き販売期間(以下「販売期間」という。)内に販売されたものとした場合における当該貨物の販売価格(以下「販売価格」という。)を定めるものとする。

2 前項の販売価格は、当該貨物に係る同項の費用の額に百分の百五を乗じて得た金額を下つてはならない。

(保険金)

第十條の四 委託販売輸出保険において政府がてん補すべき額は、前条第一項の費用の額のうち当該貨物の輸出及び販売のために支出した額から左の各号に掲げる金額を控除した残額に百分の八十を乗じて得た金額とする。

一 販売期間内に販売された当該貨物の販売価格により計算した代金の額

二 貨物の処分その他損失を軽減するために必要な処置を講じて回収した金額又は回収し得べき金額

2 前項第二号の規定の適用に関し

ては、販売期間内に販売されなかつた貨物であつて、販売期間の満了の日から三月以内に積みもどしのため船積されないうものについては、通産産業大臣の承認を受けた場合を除き、前条第一項の費用の額のうち当該貨物の輸出又は販売のために支出した額を回収した金額又は回収し得べき金額とみなす。

第十四條中「取得した」を「取得すべき」に改める。

附則

この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

九

第十一部 通産産業委員会會議録第十三号 昭和二十九年二月二十五日【参議院】

昭和二十九年三月五日印刷

昭和二十九年三月六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局